

測定用機器貸出利用規約

この測定用機器貸出利用規約（以下「本規約」という。）は、地球温暖化防止の啓発を目的とし、一般社団法人 あきた地球環境会議（以下「あきた地球環境会議」という。）が貸し出す測定用の機器（以下「機器」という。）の利用に関する条件を定めたものである。機器を利用する者（以下「利用者」という。）は、機器の利用前に必ず本規約の内容を確認の上同意し、機器の利用に際しては本規約の条件を遵守するものとする。

第1条（目的）

本規約は、あきた地球環境会議の所有する機器を利用者に貸し出す場合の取り扱いを定め、円滑に貸出業務を行うことを目的とする。

第2条（貸出機器の範囲）

利用者に貸し出しができるものは、あきた地球環境会議が「機器等貸し出し目録」に記載した機器とする。

第3条（貸出対象者）

貸出対象者は原則としてあきた地球環境会議会員もしくは、秋田市地球温暖化防止活動推進員とする。ただし、あきた地球環境会議の長が貸出対象者として特別に認めた場合は、この限りではない。

第4条（貸出期間）

機器の貸出期間は、貸出日を含め1年以内とする。

第5条（貸出料金）

機器の貸出料金は無料とする。

第6条（貸出数）

利用者へ貸し出すことのできる機器数の制限はないものとする。

第7条（申込・貸出方法）

機器の貸し出し申し込みは、あきた地球環境会議で受け付けるものとする。

（1）窓口では、利用者本人に「測定機器等貸出申込書」に所要事項を記入させ、記載内容を確認のうえ、貸し出すものとする。

（2）あきた地球環境会議は、利用者の第1回目の貸出時に、免許書等の提示を求め本人であることの確認を求めることができるものとする。

第8条（機器の利用条件）

機器の利用にあたっては、利用者の責任において機器ごとの使用説明書に沿って適正に使用することとする。

第9条（返却方法）

- （1）利用者は、貸し出しを受けた機器を貸し出し期限内に返却するものとする。
- （2）機器の返却に際しては、不具合、破損等の有無を確認しあきた地球環境会議関係者に伝えることとする。

第10条（破損・紛失の取り扱い）

貸し出した機器を利用者が破損または紛失した場合は、現状復旧に必要な実費を弁済するものとする。ただし、あきた地球環境会議の長が利用者に過失がないと認めた場合は、この限りでない。

第11条（禁止事項）

利用者は、機器の利用に関し、以下の行為を行わないものとする。

- （1）本規約に違反する行為
- （2）機器の説明書に沿わない使用をする行為
- （3）機器の分解等の改造をする行為
- （4）機器の貸出申込書に記載された以外の者に貸出す行為

第12条（無保証）

機器の利用は利用者の責任において行うものとし、あきた地球環境会議は一切の保証を行わない。

第13条（免責）

- （1）機器の利用による結果ならびに機器を用いて行った行為の結果について、あきた地球環境会議は利用者に対し何ら責任を負わないものとする。
- （2）あきた地球環境会議は、利用者による機器の利用に関し、利用者または第三者に生じた直接損害または結果的損害、付随的損害若しくは逸失利益等の間接損害について、いかなる場合においても何ら責任を負わないものとする。

第14条（規約違反）

利用者の機器の使用等が本規約に違反するとあきた地球環境会議が判断する場合、あきた地球環境会議は、当該利用者に対し機器の使用を差し止めすることができるものとし、利用者はすみやかに当該差し止めに従うものとする。

第15条（本規約の変更）

- （1）あきた地球環境会議は本規約の内容を利用者に対して予告なく変更する場合がある。この場合、利用者は機器の内容および条件について変更後の規約に従うことに同意するものとする。
- （2）変更後の規約については、機器の貸し出し前に明示するものとする。

附則

1. 本規約は、平成 27 年 4 月 1 日に制定し、同日施行する。